

議案第13号

京田辺市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

京田辺市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、老人医療費助成について、定額減税前の所得税で対象世帯を判定することに伴い、本条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市福祉医療費の支給に関する条例（平成8年京田辺市条例第26号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号中「含む」を「含み、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定を適用しないとしたならば所得税が課される者を除く」に改める。

第3条第2項中「前条第11号」を「前条第1項第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(受給資格) 第2条 福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、本市に居住している国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は別表に定める医療保険法による被保険者若しくは組合員及び被扶養者で次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者を除く。 (1) ~ (10) (略) (11) 満65歳以上70歳未満の老人でその者の属する世帯の生計を主として維持する扶養義務者及び本人が所得税を課せられていない者（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されない者を含み、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定を適用しないとしたならば所得税が課される者を除く。） (12) (略) 2 (略) (支給の範囲) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第11号に該当する者については、前項に規定する額から高齢者の医療の確保に関する法律第67条の規定を適用した場合に支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額（同法第84条及び第85条に該当する場合においては、当該控除した額にこれらの条の規定により支給される高額療養費及び高額介護合算療養費に相当する額を加算した額）に相当する額とする。この場合において、同法第67条第1項第1号中「百分の十」とあるのは、「百分の二十」と読み替えるものとする。 3 (略)	(受給資格) 第2条 福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、本市に居住している国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は別表に定める医療保険法による被保険者若しくは組合員及び被扶養者で次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者を除く。 (1) ~ (10) (略) (11) 満65歳以上70歳未満の老人でその者の属する世帯の生計を主として維持する扶養義務者及び本人が所得税を課せられていない者（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されない者を含む。） (12) (略) 2 (略) (支給の範囲) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第11号に該当する者については、前項に規定する額から高齢者の医療の確保に関する法律第67条の規定を適用した場合に支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額（同法第84条及び第85条に該当する場合においては、当該控除した額にこれらの条の規定により支給される高額療養費及び高額介護合算療養費に相当する額を加算した額）に相当する額とする。この場合において、同法第67条第1項第1号中「百分の十」とあるのは、「百分の二十」と読み替えるものとする。 3 (略)	定額減税前の所得税で対象世帯を判定するため。
		字句の整理